

公立小中学校等会計年度任用教育職員（新規採用学校栄養職員研修に係る非常勤学校栄養職員）募集要項

栃木県教育委員会事務局河内教育事務所では、会計年度任用教育職員（新規採用学校栄養職員研修に係る非常勤学校栄養職員）の募集を行います。

1 勤務場所及び仕事の内容

勤務場所	仕事の内容
河内教育事務所管内 小・中学校 (宇都宮市又は 上三川町)	○新規採用学校栄養職員研修に係る非常勤学校栄養職員 ・学校栄養職員の全般的な職務内容について指導を行う。 ・新規採用学校栄養職員が栃木県総合教育センター等における校外研修のために学校を離れる際に、新規採用学校栄養職員の担当する業務等を代わりに行う。

2 勤務条件

- (1) 任用期間 令和7(2025)年4月1日から令和8(2026)年3月31日まで
※ 採用後、1か月間は条件付採用期間（試用期間）となります。なお、1か月の勤務日数が15日に満たない場合には、15日に達するまで延長します。
※ 勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、任用期間満了後に再度採用されることがあります（最初の採用から最長で5年間）。
- (2) 勤務時間 ① 年間15日程度、1日4時間勤務し、全般的な職務内容について指導を行う。
② 学校栄養職員が校外研修の際、1日7時間45分、10日間の範囲内で勤務する。
※ 1日7時間45分勤務の日は、途中に45分の休憩時間があります。
※ 原則、時間外勤務はありません。
- (3) 給 与 ① 時 間 額 2, 6 2 0 円（令和7(2025)年4月1日予定）
② 通勤手当 当方規程により通勤手当を支給します。
- (4) 有給休暇 年次有給休暇ほか
- (5) 社会保険 災害補償については、「労働者災害補償保険法」によります。
- (6) 服 務 地方公務員法が適用となり、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務等が課されることとなります。

3 募集対象

次の(1)、(2)、(3)の全てを満たす人

- (1) 学校栄養職員については、栄養士免許状を所有する人
- (2) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人
(次のいずれにも該当しない人)
ア 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
イ 栃木県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- (3) 勤務実績が十分で、指導的な立場で力を発揮でき、栃木の教育を担う若手職員を育てる使命感を持っている人

4 受付期間

随時 ※ 応募者を一定数確保できた場合は、募集を締め切る場合があります。

5 選考方法

書類選考のほか、就労への意欲や適性などについて個別に面接等を行います。

6 申込方法

必要な書類を下記の送付・提出先まで郵送又は持参してください。

令和7年度当初からの任用を希望する方は、【令和7(2025)年3月7日(金)必着】となります。

(1) 履歴書(写真付)

※ 河内教育事務所のWebサイトからダウンロードしたものでも、市販のものでも結構です。

(2) 健康診断書

(3) 免許状授与証明書又は免許状写(令和6年度までに河内教育事務所管内にて臨時的任用教員等又は非常勤教育職員として提出している方は、提出の必要はありません。)

※ 上記の書類を提出されても、必ずしも採用されるとは限らないことを御理解の上、必要事項を記入し提出願います。

※ 郵送の場合には、封筒の表に「会計年度任用教育職員選考申込」と記入してください。

※ 持参の場合には、平日の8:30~17:15の間にお越しください。

※ 提出された書類は返却しませんので御了承ください。

【応募書類の送付・提出先(問合せ先)】

○ 河内教育事務所 学校支援課 ☎028-626-3122
〒321-0974 宇都宮市竹林町1030-2

7 結果の発表

選考結果については、電話等で御連絡いたします。